

小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請手続き（新規）のご案内

医療費助成の支給を希望される方は、住所地を管轄の保健所に、必要書類を添えて申請してください。

なお、マイナンバーを利用することで、添付書類の一部を省略することができます。マイナンバーの利用についての詳細は、「3 マイナンバーの利用について」をご確認ください。

1-1 全員が提出する書類

全員が提出する書類		
①	小児慢性特定疾病支給認定申請書	別紙「医療意見書の研究利用に関する説明書」を確認したうえで申請を行ってください。
②	医療意見書	小児慢性特定疾病指定医が作成し、かつ記載日から概ね3か月以内のもの。
③	世帯全員の続柄・マイナンバー（個人番号）の表示のある住民票	受診者の属する世帯全員が記載され、概ね6か月以内のもの。 ※被用者保険の場合は、受診者＋被保険者本人のみのものでも可。 ※市町村国保で就学特例等の世帯員がいる場合は、当該世帯員の住民票も提出が必要です。
④	マイナンバー調書	受診者と同じ医療保険の世帯員（裏面参照）について記入してください。
⑤	申請者の本人確認書類及び番号確認書類	マイナンバーカード、運転免許証等 ※郵送提出の場合はコピーを添付、窓口提出の場合は提示してください。詳細は、⑤マイナンバー調書を参照ください。

1-2 該当者のみが提出する書類

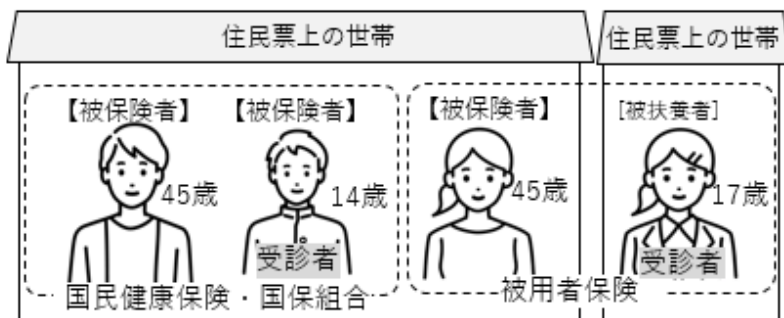
該当者のみが提出する書類			
⑦	加入医療保険の資格情報を確認できる書類（以下のいずれか1つ） ・資格確認書のコピー ・健康保険証のコピー ・マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの	次の要件に該当する方は、提出が必要です。	
		要件	必要分
		マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分
		マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分
⑧	医療保険の所得区分に係る同意書	市町村国保、国民健康保険組合に加入されている場合は、提出が必要です。	
⑨	市町村民税（非）課税証明書 4月～6月の申請 …前年度分 7月～3月の申請 …当該年度分	次の要件に該当する方は、提出が必要です。	
		要件	必要分
		マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分※
		被用者保険に加入の非課税世帯	被保険者分
		国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分
		※義務教育を修了していない世帯員分は提出不要。 ※被用者保険で被保険者課税ありの場合は被保険者分のみ。	
⑩	障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し等	「医療保険の世帯員全員非課税」かつ「受診者本人（18歳未満の場合は保護者）の収入（公的年金＋その他所得）が80万9千円以下」の方で、障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当・障害手当・福祉手当・障害補償（労災）等の収入がある場合は、提出が必要です。	
⑪	生活保護等受給証明書類	生活保護受給者、中国残留邦人等支援法による支援給付者の場合は、提出が必要です。	

1-3 特例該当者のみが提出する書類

特例に該当する場合は自己負担上限額が軽減されることがあります。

特例1：按分 ・受給者証（指定難病・小児慢性特定疾病）の写し	医療保険の世帯内に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病の受給者がいる場合は提出してください。 ※申請中の場合は申し出てください。
特例2：人工呼吸器等装着 ・人工呼吸器等装着者証明書	要件や必要書類等、詳細については保健所までお問い合わせください。
特例3：重症患者 ・重症患者認定申告書	要件や必要書類等、詳細については保健所までお問い合わせください。

2 医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）について



〔 〕の範囲が医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）

医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）は、原則、同じ住民票上の、同じ医療保険に加入する方です。ただし、被用者保険の場合は、受診者と被保険者の関係によって、左の例のとおり異なります。

また、国民健康保険で、就学特例等に該当する場合は、住民票が異なる世帯員も、医療保険の世帯員に含まれます。

保険の種類	加入者等の例
国民健康保険	個人事業主などの自営業者 等
国民健康保険組合	同業同種の自営業者 等（医師、薬剤師、建設業 等）
被用者保険	会社員、公務員 等（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）

3 マイナンバーの利用について

- ・マイナンバーを利用することで、課税証明書等の添付書類を省略することができます。
- ・マイナンバー情報連携により情報が取得できなかった場合は、追加の書類をご提出いただく場合があります。
- ・マイナンバーを記載しなくても、医療費助成の申請手続きを行うことは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、市区町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務づけられており、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。そのため、マイナンバーのご提出がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行います。また、添付書類の不足等があった場合は、マイナンバー情報連携により情報を取得することがありますので、あらかじめご了承ください。



4 そのほか

医療費助成についての詳細や必要様式については愛媛県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/17758.html>

